

第 60 号	関西圏大学非常勤講師組合	2019年7月7日発行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町7 丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 追手門学院大学、不開講分を補償 p.1      | 2. 大阪観光大学解雇裁判始まる p.2 |
| 3. 同志社大学「夜間手当」裁判、控訴審始まる p.2 | 4. 労働契約法 20 条集会 p.3  |
| 5. 松山大学から回答 p.3             | 6. 夏季カンパのお願い p.4     |

## 追手門学院大学、不開講分を補償！！

追手門学院大学で長く非常勤講師をしてきたSさんは、契約時に前期5コマ、後期5コマで契約を交わしていました。ところが4月に授業が始まると担当コマ数は2コマ、3コマ分が不開講にされました。これについて、Sさんは大学の教務などに理由を聞こうとしましたが、十分な説明がなかったため組合に相談し、組合は同大学に団体交渉の申し入れをおこないました。6月26日に同大学と団体交渉をおこないました。

組合は大学に対し3コマも不開講になったことについて理由を問い質しました。大学側は語学の場合、登録者数が10人未満の場合は不開講にする規則があり、Sさんの場合たまたま3つのクラスがそうなったため不開講になったとの説明がありました。組合からSさんだけでなく周りの非常勤講師も同じように不開講になっており、今年は特に不開講が多かったのではと追及しました。大学は、今年は不開講が多く全体で26科目が不開講になったと説明しました。また組合から大学がSさんに対し不開講になったことに

ついて十分な説明をしていないと抗議しました。

組合から同大学の不開講問題については、すでに他の労組と和解しているので、少なくとも同等の扱いをするよう要求しました。組合は、春学期はすでになんかなり進んでいるので別の科目を担当するのは無理なので、春学期3コマ不開講分について労働基準法26条の休業手当60%を支払うよう要求しました。これに対し大学側は休業手当については見解がいろいろあり、支払えない、その代りに春学期の不開講3コマ分の代替案として、8月上旬の夏季休業中と冬季休業中に1日5講3日間、計15コマの集中講義の担当をせよと提案がありました。Sさんは夏季休業中の担当は無理だが、他は可能と回答しました。大学側から8月分の別の案(秋学期の履修科目で)を検討すると回答しました。また、秋学期については契約通り5コマ担当せよと回答しました。(文責・江尻)

# 大阪観光大学、契約期間中の解雇事件裁判始まる

大阪観光大学の非常勤講師のKさんは、昨年10月30日に大学から突然、解雇通告を受けました。大学が任期満了で「雇い止め」にするケースはありますが、Kさんのように契約期間途中で解雇されることは有期雇用ではほとんどありません。学生への差別発言、セクハラ・パワハラ発言、暴力など雇用継続不可能な重大な事由がなければ中途解雇されることはほとんどありません。

関西圏大学非常勤講師組合は同大学に団体交渉を申し入れ、1月24日に同大学と団体交渉をおこないました。大学側は団体交渉のなかで、学生に向かって「お前」と言った、「授業アンケートが悪い」などの理由をあげましたが、途中で解雇しなければならないほどの重大な事由は出せませんでした。組合は、2月になって、大学に対し解雇手続きの経過を明らかにすること、解雇前に専任教員が強

引に学生に対して実施した「学生アンケート」の結果が中途解雇の理由になったのかについて大学に「回答要求書」を送付しました。

しかし、大学からの回答は手続きに問題はない、事前実施の「学生アンケート」結果は解雇理由ではない、大学の「総合的な判断によるもの」と抽象的な内容の回答でした。Kさんは組合の支援のもとで、団体交渉での大学の不誠実な回答、中途解雇の正当な理由がないとして5月に京都地裁に提訴しました。

第1回の裁判が6月25日におこなわれました。大学側は、訴状について次回までに認否を含め回答すると文書を裁判所に提出しただけで、大学関係者はもちろん弁護士すら出席しませんでした。次回裁判は7月31日（水）14時から京都地裁でおこなわれます。（文責・江尻）

## 同志社大学「夜間担当手当」裁判、控訴審始まる

前号（「非常勤の声」59号）で紹介しました同志社大学の「夜間担当手当」裁判の控訴審が7月2日大阪高裁で始まりました。

冒頭、裁判長から「この種の裁判は近年、注目されており慎重に審議する必要がある。」との発言がありました。そして、裁判長は、被告の大学側に対し、「夜間担当手当」の原点である2部手当について調査し資料を提出するよう要請しました。大学側もわかって

いる限り資料を提出すると約束しました。

また、学内業務の義務規定がない客員教授に「夜間担当手当」が支払われていることについて、裁判長は、大学側に対し彼らにどのような趣旨で「夜間担当手当」を支払っているのか調査し資料を提出するよう要請しました。次回の裁判は8月27日（火）14時からおこなわれます。

（文責・江尻）

# 労働契約法第 20 条裁判集会の報告

5月28日18:30よりエルおおさか南ホールで、労働契約法第20条裁判団集会「格差是正の大きなうねりを！～労契法20条裁判の闘いの成果を職場で活かそう！～」が、連合大阪法曹団・大阪労働者弁護士団・民主法律協会の共催で行われました。当日は各事件報告が集会のメインで、最初に、昨年6月1日に最高裁判決が出た「ハマキョウレックス事件」の最高裁判決の意義を中島光孝弁護士が報告され、次に、「郵政西日本・東日本事件」の今年1月24日大阪高裁判決と昨年12月13日東京高裁判決を比較する森博行弁護士の報告がありました。更に、今年2月15日の大阪高裁判決で正職員の60%の賞与が認められた「大阪医科薬科大学事件」の報告

を、谷真介弁護士と当該の方が行いました。事件報告の最後は、「メトロコマース事件」の東京高裁判決と最高裁に向けての取り組みについて青龍美和子弁護士が報告されました。各事件報告に続いて、河村学弁護士の総括講演「均等待遇を実現するために」がありました。集会の最後は会場発言の時間が設定され、関西圏大学非常勤講師組合の「同志社大学夜間手当労働契約法第20条裁判」の2月28日京都地裁不当判決と7月2日大阪高裁控訴審第1回期日の紹介を、当日参加した新屋敷から行いました。関西圏組合報告は集会共催の各団体から許可していただき実現したもので、改めてお礼申し上げます。非常に意義のある集会でした。(文責:新屋敷)

## 松山大学ハラスメント防止委員会から回答、当該は異議申立書を提出

韓国語を担当する組合員4名(および非組合員1名)は、「2019年度雇止め・減コマ」は専任のパワハラであるとの認識に基づき、松山大学ハラスメント防止委員会に調査を申し出ていました(2月)。5月末に防止委員会から「ハラスメント行為は認められない」との回答がきました。

しかし、その調査内容は、双方から聞き取り調査をおこなったがパワハラの客観的証拠となるものを確認できなかった、雇止め・減コマは教学上必要な措置であったと確認したというものでした。また、被申立人が申立人に対し愚弄するような発言をしたという訴えについても、そういう発言がなかった

と確認したというものでした。

これに対し、申立人たちは、防止委員会が何を根拠に「教学上必要な措置であった」と認識したのか不明であること、また「確認できなかった」「確認した」との文言があるが、その根拠が示されておらず、とうてい納得できないこと、さらに4月には「韓国語カリキュラムの運営に関する補助員」がおかれ、申立人とやり取りを行うに際し、他の専任が間に入る事が決められたが、これこそハラスメント行為を認めた結果ではないのかとの意見も加えて、異議申立書を提出しました。

なお、組合からは、この調査とは別に、法人に対し減コマの理由を問いただす要求書

を送付しています。(文責 長澤)

## 夏季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

2018年度4月から労働契約法18条に基づいて5年で無期契約への転換権が発生し1年が経ちました。しかし、関西圏の主要大学の中には労契法18条の「特例」を使って10年経つまで無期転換を認めていない大学が残っています。組合としては、厚労省通知などを利用して今年中にこれを何とか撤回させたいと思っています。

近年、カンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

### 愚痴っていても何も変わらない

### 自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (      -      )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

